

第 11 回がん診療連携拠点病院等の指定要件に関するワーキンググループ、 第 8 回がんゲノム医療中核拠点病院等の指定要件に関するワーキンググループ、 第 4 回小児がん拠点病院等の指定要件に関するワーキンググループ	参考資料 2
令和 8 年 5 月 28 日	

「がんゲノム医療中核拠点病院等の指定要件に関するワーキンググループ」開催要綱

1. 趣旨

我が国では、第 4 期のがん対策推進基本計画（令和 5 年 3 月 28 日閣議決定）に基づき、ゲノム医療を必要とするがん患者が、全国どこにいても、がんゲノム医療を受けられるよう、がんゲノム医療中核拠点病院等の整備が進められている。

がんゲノム医療提供体制をさらに充実させるため、「がん診療提供体制のあり方に関する検討会」の下に本ワーキンググループを開催し、「がんゲノム医療中核拠点病院等の整備に関する指針」の見直し等について検討し、その検討結果を同検討会に報告することとする。

2. 検討事項

- (1) がんゲノム医療中核拠点病院等の指定要件の見直し
- (2) その他必要な事項

3. 構成員の構成等

- (1) 本ワーキンググループの構成員は、別紙の名簿に記載の構成員により構成する。
- (2) 本ワーキンググループの構成員は、10 名程度とする。
- (3) 本ワーキンググループには、構成員の互選により座長をおき、本ワーキンググループを統括する。
- (4) 座長に事故があるときは座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- (5) 必要に応じ、別紙構成員以外の有識者等の参集を依頼することができるものとする。

4. 構成員の任期等

- (1) 構成員の任期は 2 年とする。
- (2) 構成員は再任することができる。

5. ワーキンググループの運営等

- (1) 本ワーキンググループは厚生労働省健康・生活衛生局長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 本ワーキンググループの庶務は、健康・生活衛生局がん・疾病対策課において行う。
- (3) 本ワーキンググループは、原則公開するとともに、議事録を作成・公表する。ただし、特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合等はこの限りではない。また、座長が必要と認めた際には、電子メール等の手段により構成員の意見を集約する等の持ち回り開催を行うことができる。
- (4) この要綱に定めるもののほか、本ワーキンググループの開催に必要な事項は、座長が健康・生活衛生局長と協議の上、定める。
- (5) 本ワーキンググループで得られた成果は、「がん診療提供体制のあり方に関する検討会」に報告する。

「がんゲノム医療中核拠点病院等の指定要件に関するワーキンググループ」構成員名簿

織田 克利	国立大学法人東京大学大学院統合ゲノム学 教授
金井 弥栄	学校法人慶應義塾大学医学部病理学教室 教授 一般社団法人日本病理学会拡大常任理事会 理事
坂田 麻実子	国立大学法人筑波大学医学医療系血液内科学 教授 一般社団法人日本血液学会ゲノム医療委員会 委員
瀬戸 泰之	国立研究開発法人国立がん研究センター中央病院 病院長
辻本 由香	治療と仕事の両立支援～はべすと～ 代表 つじもと FP 事務所 代表 一般社団法人全国がん患者団体連合会 監事
土原 一哉	国立研究開発法人国立がん研究センター 先端医療開発センター センター長
中島 貴子	国立大学法人京都大学大学院医学研究科早期医療開発学 教授
西垣 昌和	国際医療福祉大学大学院遺伝カウンセリング分野 教授 日本認定遺伝カウンセラー協会 理事長
菱木 知郎	国立大学法人千葉大学大学院医学研究院小児外科学 教授
平沢 晃	国立大学法人岡山大学学術研究院医歯薬学域臨床遺伝子医療学 分野 教授